

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25870959

研究課題名(和文)福祉の多元化と社会権の変容

研究課題名(英文)The pluralisation of welfare and changing social rights

研究代表者

遠藤 知子(Endo, Chikako)

大阪大学・人間科学研究科・講師

研究者番号：00609951

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：公的な義務を伴う社会権の理論と自発的な資源を活用することでサービスに新しい価値を生み出すサードセクターによる福祉供給の理論をつなげ、サードセクター組織が政府から自立的に社会権に対する義務負担者になり得る可能性として成員同士の水平的な関係が互いのニーズ供給に対する互恵的な義務の規範を発生させること、サードセクターが福祉国家による社会権を充実させる可能性として多様なニーズに対する要求を公共圏につなぐ機能を提示し、今後の実証研究の展望を示した。

研究成果の概要(英文)：This research considered the implications for social rights when welfare provision is devolved from the state to third sector organisations. This research brings together the idea of social rights as claims that entail institutionalised public duties, and that of the third sector as an institution for welfare provision based on voluntary, associational principles. After clarifying the tensions in rights provision within an associational framework, this research considers how third sector organisations may shoulder collective duties independently of the state, or how they could enhance social rights within the paradigm of the welfare state.

研究分野：社会権、サードセクター、社会福祉政策

キーワード：社会権 サードセクター 社会的経済 福祉国家

1. 研究開始当初の背景

戦後福祉国家において、社会権は市民の生活の保障に対する政府の義務として発展してきた。政治理論の先行研究においては、分配的正義の議論を中心に市民の社会権として政府による再分配の正当性が論争されてきた。一方、実際の政策的動向としては多くの先進福祉国家が社会政策の焦点を政府による再分配から、自立的・自発的な市民を育成することを目指す積極的福祉政策へと転換させてきた。こうした文脈の中で、積極的福祉政策及び社会サービスの供給主体として非政府・非営利のサードセクター組織の役割が推進されている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、これまで別々に論じられてきた上記の政治理論における社会権に関する議論と積極的福祉政策や社会サービスの担い手として期待されているサードセクターに関する議論を結びつけることで、サードセクターによるサービス供給の拡大を社会権の縮小として捉えるのか、あるいはサードセクターを社会権の新たな担い手として捉えることができるのかについて分析することであった。具体的な研究目的は以下のとおりである。

(1) サードセクター組織によるサービス供給が従来の社会権理解に対して提示する理論的課題を明確にした上で、サードセクターによる社会権保障の可能性と課題を明らかにする。

(2) イギリスにおける積極的福祉政策および公共サービス改革に注目し、実際の政策的動向として福祉・社会サービス供給がいかに非政府・非営利セクターに移譲されているのかについて明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 社会権およびサードセクター・市民的結社に関する政治理論の先行研究のレビューを行い、それぞれの理論枠組みを整理した。理論研究を発展させるために、国際学会において3回の研究報告を行った。

(2) イギリスの福祉・社会サービスにおけるサードセクターをめぐる政策動向を明らかにするため、関係する研究論文や政府文書、サードセクター組織の報告書などの文献調査、2回の現地調査を行い、中央政府の担当者、中間支援団体、サードセクター団体などに対して聞き取り調査を行った。

4. 研究成果

(1) 研究目的(1)の成果としては、研究論文 Chikako Endo and Sang Hun Lim, Devolving public duties: can the social economy fulfill social rights?, Policy and Politics, Policy Press, 2016 (印刷中, オンライン版 2015年12月) を発表した。

本論文では、自発的な参加を動員することによって社会的価値を生み出すとされるサードセクター組織が社会権の担い手になることが可能かどうかについて検討した。このために、まず社会権の理論分析を行い、社会権を対応する義務を伴う個人の利益に対する請求であるとした。また権利は単なる自己利益にもとづく請求ではなく、他者に道徳的な義務を課すことが公的に認められる請求として道徳的な重みを持つものである。

福祉国家は、市民の政治的合意による社会権に対する義務負担者として位置付けられる。社会権を保障する義務を公的に制度化することで、人々を他者への恣意的な依存から解放することにおいて福祉国家を従来の慈善活動や自助・互助組織によるサービス供給から区別することができる。よって、本論文では、社会保障や福祉サービスに対する責任が政府からサードセクターに移譲されていく場合、サードセクター組織がその自発性にもとづいて生み出す様々な社会的価値と、道徳的・制度的な義務を伴う社会権との間にトレードオフがあることを明らかにした。

その上で、サードセクター組織が福祉国家の枠組みから自立的に社会権に対する義務負担者になり得る可能性と、サードセクターが福祉国家による社会権を充実させる可能性を提示した。

成員同士の水平的な関係が互いのニーズ供給に対する互恵的な権利と義務の規範を発生させる可能性が考えられる。これまで、水平的なネットワークが生み出す互恵的な関係は社会関係資本を生み出すものとして論じられることが主流であったが、社会権を参加者の共通の利益を目指す社会的協働の成果として捉えた場合、互恵的な関係は社会権を支えるためにも重要である。よって、サードセクター組織の成員の間で水平的な関係が実現されている場合、法的な強制力が存在しない場合でも協働の成果に対する互恵的な義務の規範が生じる可能性を提示した。

サードセクター組織が多様なニーズに対する要求を公共圏につなぐ機能を果たすことも考えられる。多くの論者が指摘してきた通り、本来福祉国家による社会保

障は個人を恣意的な依存関係から解放するものであるはずにも関わらず、現存する社会構造を再生産する仕組みになることもある。サードセクター組織がとりわけ周縁化された人々の参加を取り込む場合、そうした人々の声を公共圏につなぎ福祉国家による社会権保障を充実させることができると考えられる。

サードセクター組織によるサービス供給に関する先行研究は、サードセクターを新しい社会的リスクに対応する手段として、また福祉サービスに対する政府の独占や官僚主義を克服するオルターナティブとして論じてきた。しかし、社会権の理論と照らし合わせて自発的な資源の活用を重視するサードセクター組織がいかに権利に対する義務負担者になり得るのかという課題に取り組む議論は少ない。本論文はこの課題に対して二つの可能性を示し、今後の実証研究の展望を提示している。

(2) 研究目的(2)の成果としては、現キャメロン政権の社会サービス改革においてサードセクターに期待される役割とそれを支えるための法的・財政的の制度整備に関する論文を準備中である。

2010年の政権発足当初から緊縮財政を実施してきたキャメロン保守党自由民主党連立政権は、予防的介入を行うことで長期的な支出削減や経済的効率性を目指す社会的投資政策に社会政策の焦点を移行させてきた。このような予防的介入の担い手として社会的企業やサードセクター組織が促進されている。

これまで、社会サービス供給における非営利セクターの位置付けは、政府と市場の失敗を埋める補完的・限定的な役割、または政府とのパートナーシップの枠組みで捉えられることが主流であった。一方で、社会サービス供給に対する政府の管理監督や公的支出が小さい場合、非営利セクターは民間営利セクターとの市場競争に巻き込まれ、非営利組織は商業化し、利用者は「消費者」としてみなされるようになることが指摘されている。他方で、政府と非営利セクターとのパートナーシップにおいては、非営利セクターは公的財源にもとづいてサービスを提供するが、ここでは非営利組織の「下請け化」が問題となる。

本研究では、第3の可能性として、社会サービス供給に対する政府の管理監督と支出を縮減しつつ、自立的・自律的なサードセクターをサービス供給者として押し出すことを目指してきたイギリス・キャメロン政権の公共サービス改革について検討する。ここでのサードセクターは、政府の補完的役割を担うものでも、パートナーでもなく、まさにそれ

に代わる存在として位置付けられようとしている。

政府の関与と財政的支援を同時に後退させつつ、社会サービス供給において営利セクターに対してサードセクターの領域を拡大させるために、以下の政策が実施されている。

公共サービスに対する地方自治体への権限移譲と公共調達における住民参加を促す制度整備
サードセクター組織の能力開発
サードセクター組織に対する民間資金の投資や市民の自発的な寄付と参加を促す制度整備

具体的な政策領域としては健康医療分野において2012年の医療及び社会的ケア法により、GP、専門医や看護師など、地域の医療専門家を中心とする診療委託グループがNHSの予算管理や医療サービスの購入・委託を行うことになり、地域の医療サービス供給や運営に対して「消費者」とされる地域住民の声反映されるよう、各自治体にHealthwatchという団体が設置された。また、供給者側の改革としては、「any qualified provider」制度の導入により、従来のNHSトラストの他、民間供給者、社会的企業など非営利セクターの供給者が入札過程に参入することが推奨されている。とりわけ、慢性疾患に対する予防的介入の担い手として地域に根差した社会的企業の貢献が期待されている。

このように、供給者間の競争と消費者の選択を強調する一方、社会サービスの準市場競争の中で個人やコミュニティの主体性や自律性を育成することを目的とする非営利組織や社会的企業を有利にするための財政的・法的整備が目指されてきた。本研究では、政府による財政的支援を縮小させながら民間セクターの資源がサードセクターに流れる仕組みを形成し、それをめぐってサードセクター組織が競争する「社会の市場化」が目指されていることを明らかにした。

(3) 福祉ミックスにおけるサードセクターの位置付けとその特徴の展開について論じた研究論文として、Sang Hun Lim and Chikako Endo, *State, Market and Third Sector in the Development of the Social Economy: The Case of South Korea*を国際ジャーナルに投稿し、査読を経て現在修正中である。本論文は、当初計画していなかった研究成果であり、韓国の事例研究であるが、本研究課題の理論研究およびイギリスの政策動向からもヒントを得ている。

本論文では、福祉供給において政府および市場の影響を受けるサードセクターの位置付けと主要な活動原理の転換およびその発展経路

を説明する指標として、政府によるサードセクターへの直接的な介入（管理監督）の度合いと、サードセクターの政治的影響力を適用した（表1）。

表1 福祉供給におけるサードセクターの位置付け

		政府によるサードセクターへの介入	
		強い	弱い
サードセクターの政治的影響力	強い	1. サードセクターの下請け化	2. サードセクターの商業化・市場化
	弱い	3. 政府とサードセクターのパートナーシップ	4. 自立的・自律的サードセクター

政府によるサードセクターへの介入が強く、サードセクターの政治的影響力が強い場合、サードセクターは政府の政策目標を果たす役割を担う。

政府によるサードセクターへの介入が弱く、サードセクターの政治的影響力が弱い場合、サービス供給市場に営利企業が参入し、サードセクターの商業化・市場化が起こる。

政府によるサードセクターへの介入が強く、サードセクターの政治的影響力が強い場合、サードセクターは政府の政策目標を果たす役割を担う。

政府によるサードセクターへの介入が弱く、サードセクターの政治的影響力が弱い場合、サードセクターは政府の政策目標を果たす役割を担う。

これまでの研究において、福祉ミックスにおけるサードセクターの位置付けはその活動原理の特徴（Pestoff, 1998）、または福祉供給における各セクターの経済的規模（Anheier&Salamon, 2001）によって示されてきたが、本論文では政治的指標を用いることで、福祉ミックスにおけるサードセクターの位置付けや特徴を分類するだけでなく、その転換や発展経路を示すモデルとして今後の国際比較研究にも応用し得るものであると考える。

5. 主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 1 件)
Chikako Endo and Sang Hun Lim, *Devolving public duties: can the social economy fulfill social rights?*, Policy and Politics, Policy Press, 2016 (印刷中) 査読有
DOI:<http://dx.doi.org/10.1332/030557315X14503572817170>

〔学会発表〕(計 3 件)
Sang Hun Lim and Chikako Endo, *State, Market and Third Sector in the Development of the Social Economy: The Case of South Korea*, 43rd ARNOVA annual conference, 2014年11月22日, Denver, USA

Chikako Endo, *Devolving public duties: can the social economy fulfil social rights?*, International Conference on Social Enterprise in Asia, 2014年07月4日, Yonsei University, Wonju Campus, Korea

Chikako Endo, *Re-privatising public duties: social rights in the context of privatisation*, Korean Social Policy Association Conference 2014年05月30日, Seoul National University, Seoul, Korea

〔図書〕(計 2 件)
遠藤知子 他、ミネルヴァ書房、これからの社会的企業に求められるものは何か、2015、224。

遠藤知子 他、ミネルヴァ書房、ソーシャルインパクト・ボンドとは何か ファイナンスによる社会イノベーションの可能性、2016 (印刷中)。

〔その他〕
ホームページ等
<http://www.dma.jim.osaka-u.ac.jp/view?l=ja&u=10002241&f1=06&sm=field&sl=en&sp=1>

6. 研究組織
(1)研究代表者
遠藤 知子 (ENDO, Chikako)
大阪大学・人間科学研究科・講師

研究者番号：00609951